

## 公益財団法人岩手県体育協会特定個人情報等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県体育協会（以下「当協会」という。）における特定個人情報等の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) マイナンバー（個人番号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（当該マイナンバーに代わって用いられる番号等も含む。）をいう。
- (3) 特定個人情報 マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。
- (5) 個人情報ファイル 個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 特定個人情報ファイル マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (8) 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外

のものをいう。

- (9) 情報提供等の記録 総務大臣、情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークに接続されたその者の使用する電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう。
- (10) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務をいう。
- (11) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (12) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (13) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (14) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定めるものを除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えないもの以外の者をいう。
- (15) 職員 当協会の組織内において直接間接に当協会の指揮監督を受けて当協会の業務に従事している者をいう。具体的には、職員のほか臨時職員等を含む。
- (16) 特定個人情報の取扱い 特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託及び廃棄・消去をいう。

（適用の範囲）

第3条 本規程は、職員（現在在籍している職員のほか、規程制定日以降在職していた職員）に適用する。

2 本規程は、当協会が現に保有しているマイナンバー及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）及び将来保有する特定個人情報等を対象とする。

（特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針）

第4条 当協会における特定個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めることとする。

- (1) 特定個人情報に関する法令を遵守し、当協会の事業内容に照らし適切に特定個人情

報を取り扱う旨を宣言した書面

- (2) 特定個人情報の提供目的
- (3) 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項
- (4) 特定個人情報の第三者提供の制限に関する事項
- (5) 特定個人情報の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備
- (6) 特定個人情報の技術的安全管理措置に関する事項
- (7) 特定個人情報の協会内体制に関する事項
- (8) 評価・見直しに関する事項

2 特定個人情報保護方針は、職員に周知させるものとする。

(特定個人情報保護管理者)

第5条 当協会は、特定個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護管理者を設置するものとする。

- (1) 特定個人情報保護管理者は、理事長とする。
- (2) 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報管理に関する業務を分担させることができる。

2 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報に関する監査を除き、次の各号その他当協会における特定個人情報に関する全ての職責と権限を有する。

- (1) 本規程第4条に基づく特定個人情報保護方針の策定、職員への周知、一般への公表
- (2) 本規程に基づき特定個人情報の取り扱いを管理する上で必要とされる所内ルールの承認
- (3) 特定個人情報に関する安全対策の策定・推進
- (4) 特定個人情報の適正な取扱いの維持・推進を目的とした諸施策の策定・実施
- (5) 事故発生時の対応策の策定・実施

(監査責任者)

第6条 監査責任者は、事務局長が担当し、当協会内の特定個人情報等を取り扱う業務において、本規程が遵守され、特定個人情報等が適法かつ適正に行われているかについて、公平かつ客観的な立場で調査・確認・評価する責務を負い、その結果を特定個人情報保護管理者に報告する義務を負う。

2 監査責任者は、特定個人情報の取扱いに関する監査に必要な監査担当者を選任することができる。

(マイナンバーの提供)

第7条 当協会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要がある場合、税務申告代理事務等に限って、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個

人番号利用事務実施者に対してマイナンバーの提供を求めることができる。

- 2 マイナンバーは、原則として個人番号関係事務等が発生した時点でマイナンバー提供を求めることができる。

(マイナンバーの利用制限)

第8条 当協会におけるマイナンバーの利用は、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合に限られる。従って、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできない。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項にかかわらず支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有しているマイナンバーについて、人の生命、身体又は財産を保護するために利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第9条 当協会は、個人番号関係事務、個人番号利用事務又は税務申告代理事務等を処理するために必要な範囲（法令に基づき行う職員等の源泉徴収票等作成事務、健康保険・厚生年金被保険者資格取得届作成事務等）に限って、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

(安全管理措置)

第10条 当協会は、取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のために、次のとおり人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

(1) 人的安全管理措置

当協会は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、特定個人情報取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、周知徹底するために定期的な研修の実施又は情報提供を行うものとする。

(2) 物理的安全管理措置

ア 特定個人情報の情報漏えい等を防止するために特定情報ファイルを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱い区域」という。）を明確にするものとする。

イ 取扱い区域は当協会とし、来客スペースは応接及び打ち合せデスクとし、完全に分離するものとする。

ウ 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠できるキャビネット等に保管する等の安全管理措置を講じるものとする。

エ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等及び特定個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄するものとする。

オ 特定個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却又は溶解等により、復元不可能な手法にて廃棄するものとする。その場合、廃棄を証明する記録等を保存するものとする。

(3) 技術的安全管理措置

ア 特定個人情報取扱担当者は、情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うものとする。

イ 特定個人情報取扱担当者が、情報システムを取り扱ううえで、正当なアクセス権を有する者であることを確認するために、ユーザID、パスワード等により認証するものとする。

ウ 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護し、適切に運用するものとする。

エ 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じるものとする。

(特定個人情報取扱担当部門)

第11条 特定個人情報取扱担当部門においては、次の各号に掲げる事項に従って適切に特定個人情報等を取り扱うものとする。

- (1) 各部門から伝達された特定個人情報を含む文書は、特定個人情報取扱部門において安全に管理するものとする。
- (2) 特定個人情報取扱担当者は、伝達された特定個人情報に基づき特定個人情報ファイルを作成するものとする。
- (3) 特定個人情報取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等へ文書（磁気媒体を含む。）により提出するとともに、職員に手渡し又は郵送にて交付するものとする。
- (4) 源泉徴収票等及び特定個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失及び漏えいの防止に努めるものとする。
- (5) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させることができない。
- (6) 特定個人情報を含む文書を持ち出す場合、容易にマイナンバーが判明しない措置を実施するとともに追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じるものとする。
- (7) 特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録（特定個人情報等を除く。）を備え付けるものとする。

(職員の監督)

第12条 個人情報保護管理者は、職員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適

切な監督を行うものとする。

(所内教育)

第13条 当協会は、職員に対する特定個人情報の保護及び適正な取扱いに関する教育方針を決定する。

2 職員は、前項の方針に基づく研修を受講するものとする。

(委託先の監督)

第14条 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、委託先に対して次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認したうえで委託先を選定すること

(2) 委託先との間で次の事項を含む契約を締結すること

特定個人情報に関する秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告

(3) 再委託先の監督

委託先が当協会の許諾を得て再委託する場合には、前条及び第1項並びに第2項の規定を準用する。

(特定個人情報の提供制限)

第15条 職員の特定個人情報の提供は、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合に限られる。

(第三者提供の停止)

第16条 特定個人情報が違法に第三者に提供されていることを知った職員からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止しなければならない。

(苦情処理)

第17条 特定個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、特定個人情報保護管理者は苦情処理担当者を指名し、担当させるものとする。

2 特定個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うも

のとする。

(監査の実施)

第 18 条 監査責任者は、当協会における特定個人情報の取扱いが法令、本規程等と適合していることを定期的に監査するものとする。

(見直しと改善)

第 19 条 特定個人情報保護管理者は、前条の監査結果に照らし、必要に応じて特定個人情報の取扱いに関する安全対策、諸施策を見直し、改善するものとする。

(所管官庁等への報告)

第 20 条 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告するものとする。

(補則)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。